

## 【資格外活動について】

在留資格「留学」は、報酬を受ける活動＝仕事（アルバイト）は禁止されています。ただし、資格外活動許可を取得すれば、勉強に支障のない範囲で、時間、場所、内容を守れば、アルバイトが可能になります。

アルバイトをしたい学生は、以下の項目を確認のうえ、□に“✓”を記入し、「雇用予定証明書」に店長等責任者の署名をいただいでください。

「雇用予定証明書」を国際センターに提出し、「資格外活動許可申請書」「別記」「留学生の資格外活動許可申請に関する副申書」を受け取り、記入のうえ入管にて申請してください。

資格外活動許可を受けずにアルバイトをしたり、資格外活動の範囲を超えてアルバイトをすると、資格外活動違反になり、退去強制処分となりますので、くれぐれも違反しないよう注意してください。

### 資格外活動制限時間

- 1週間28時間以内、長期休暇期間中（夏休み・冬休み等）は1日8時間以内

### 資格外活動違反の場所・内容

#### ○ 風俗営業

キャバレー、社交飲食店、スナック、ナイトクラブ、ダンスホール、  
低照度飲食店、区画席飲食店、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター

#### ○ 性風俗特殊営業等

ファッションヘルス、ソープランド、ストリップ劇場、テレフォンクラブ、  
ポルノ映画館、ラブホテル、アダルトグッズショップ、  
ツーショットダイヤル、アダルトサイト

### **資格外活動許可申請に伴う誓約書**

私は、資格外活動で制限している時間、活動可能な仕事内容を遵守することを誓います。  
尚、ここに誓約したにも関わらず、資格外活動違反をした場合には、いかなる処分を受けても異論はありません。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

学籍番号\_\_\_\_\_氏名（サイン）\_\_\_\_\_

資格外活動手続の流れ

①国際センター	<p>1) 資格外活動の説明を受け、「資格外活動許可に伴う誓約書」にサインする。</p> <p>2) 「雇用（予定）証明書」を受け取る。</p>
②アルバイト（予定）先	<p>1) アルバイト先が決まったら、責任者の方に「雇用（予定）証明書」を記入していただく。</p>
③国際センター	<p>1) 記入していただいた「雇用（予定）証明書」と「パスポート」、「外国人登録証明書」を持参する。</p> <p>2) 「資格外活動許可申請書」「別記」を記入する。</p> <p>3) 上記5つの書類を国際センターに提出し確認を受ける。</p> <p>4) 資料確認終了後、<u>「資格外活動許可申請書」「別記」「パスポート」「外国人登録書」と新たに「留学生の資格外活動許可申請に関する副申書」</u>を受け取る。</p>
④入国管理局	<p>1) ③－4) の書類を持参する。</p> <p>2) 「資格外活動許可」のシールを「パスポート」に貼付してもらう。</p>
⑤国際センター	<p>1) 「資格外活動許可」の貼られた「パスポート」を提出する。</p>